

平成 28 年 8 月 2 日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛俊 殿

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金
受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に
係るポスター等の設置への協力依頼について

本年 3 月から実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の広報につき
ましては、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、
本年 6 月末時点で 931 万人の方に支給することができております。

さて、高齢者向け給付金の広報の御依頼文書の文末でも触れましたが、政府においては、平
成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するために、平成
28 年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給し、併せて、「一億総活躍社会」の実現
に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金等の受給者の方へ「障害・
遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給することとしています。

厚生労働省においては、上記の 2 つの給付金についても支給事務を担当いたしますが、給付
金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、
引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・チラシ
の設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、2 つの給付金のポスター・チラシについて、より多くの方の目に触れるよう、
病院に設置をしていただきたいと存じますので、貴会の御協力を是非お願い申し上げます。（別
添がポスター・チラシの見本になります。）

ポスター・チラシにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から、本年
8 月下旬頃に、直接、ゆうメールにより病院へ配送させていただきます。

2 つの給付金のポスター・チラシの設置期間は、おおむね本年 12 月末まで御対応いただけま
すと幸いです。（また、現在御対応いただいている高齢者向け給付金のポスター・チラシにつ
きましては、市町村での申請受付期間がおおむね終了することから、御面倒をお掛けいたしま
すが、適宜撤去をお願いいたします。）

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の
皆様に対して周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局総務課

簡素な給付措置支給業務室 安西 千々松

電話 03-5253-1111 内線 2133